
ひとり親家庭への 各種支援一覧

すべての
～ ひとり親家庭の皆様へ ～



令和8(2026)年4月現在
郡山市

目 次

1. 経済的支援

No.	制度名	P
(①各種手当・医療費)		
1	児童手当	1
2	児童扶養手当	1
3	特別児童扶養手当	1
4	障害児福祉手当	1
5	特別児童介護手当	1
6	こども医療費の助成	1
7	ひとり親家庭医療費の助成	1
(②保育料等)		
8	幼児教育・保育の無償化	2
9	保育料軽減	2
10	保育料無料化・軽減等事業	2
11	副食費の免除・補足給付	2
12	多子世帯保育料軽減補助金	2
13	児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業	2
14	放課後児童クラブ使用料の軽減・免除	2
(③教育費等)		
15	就学援助制度	3
16	特別支援教育就学奨励費	3
17	母子父子寡婦福祉資金貸付	3
18	生活福祉資金	3
19	日本政策金融公庫による教育一般貸付	3
20	福島県奨学資金	3

1. 経済的支援

No.	制度名	P
(④奨学金等)		
21	郡山市（篤志）奨学資金給与事業	4
22	高等学校等就学支援金	4
23	高校生等奨学給付金	4
24	夢を応援基金「ひとり親家庭支援奨学金制度」	4
25	高等教育の修学支援新制度	4
26	交通遺児激励金	4
27	遺族年金	4
(⑤その他)		
28	民間賃貸住宅の家賃等補助	5
29	公営住宅（市営住宅・県営住宅）の優先入居	5
30	養育費取り決めのための公正証書等作成費用の助成	5
31	養育費保証契約の費用の助成	5
32	J R通勤（鉄道）定期の割引制度	5
33	難聴児補聴器購入費等の助成	5
2. 就労支援		
No.	制度名	P
34	高等職業訓練促進給付金	6
35	高等職業訓練促進資金貸付事業	6
36	自立支援教育訓練給付金	6
37	ひとり親家庭学び直し支援給付金	6
38	母子家庭等就業・自立支援センター事業	6
39	福祉事務所との連携による就労支援	6
40	子育て中の方に対する職業相談・職業紹介	6

目次

3. 生活全般支援

No.	制度名	P
41	生活保護制度	7
42	生活困窮者自立支援制度	7
43	子どもの学習・生活支援事業「がくと塾」	7
44	ひとり親家庭等への家庭教師派遣	7
45	郡山市福祉まるごと支援事業「福祉まるごと相談窓口」	7
46	母子・父子福祉センター	7
47	ボランティアセンター	7

4. 生活支援

No.	制度名	P
48	認可保育施設	8
49	放課後児童クラブ	8
50	児童発達支援	8
51	児童発達支援（旧医療型児童発達支援）	8
52	居宅訪問型児童発達支援	8
53	放課後等デイサービス	8
54	保育所等訪問支援	8
55	一時預かり事業	9
56	病児・病後児保育事業	9
57	産後ケア事業	9
58	産前・産後ヘルパー派遣事業	9
59	子育て短期支援事業	9
60	ファミリーサポートセンター	9
61	子育てサロン	9
62	住民参加型在宅福祉サービス事業「たすけあい活動」	10
63	こおりやまフードバンク事業	10
64	こども食堂	10

5. 法的支援

No.	制度名	P
65	養育費等に関する弁護士法律相談事業	11
66	無料法律相談	11
67	登記相談	11
68	土地家屋調査士相談	11
69	借金問題法律相談	11
70	法律相談	11
71	法的トラブル解決の案内所	11

6. 女性支援

No.	制度名	P
72	女性相談	12
73	女性による女性のためのカウンセリング	12

7. こども支援

No.	制度名	P
74	こどもに関する総合相談	12
75	郡山市LINE子ども・子育て相談	12
76	児童虐待・里親制度	12
77	医療的ケア児等に関する総合相談	12

1. 経済的支援（①各種手当・医療費）

1 児童手当

高校生年代までの児童（※0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童）が育てられている家庭等の生活の安定と児童の健全育成のために支給される手当です。

問合せ先 郡山市子育て給付課 給付係（ニコニコこども館2階）
電話 024-924-2411



2 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童（※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで<心身に政令で定める程度の障がいがあるときは20歳未満>の間にある者）が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

問合せ先 郡山市子育て給付課 給付係（ニコニコこども館2階）
電話 024-924-2411



3 特別児童扶養手当

身体又は精神に中度又は重度の障がいをもつ児童を監護している父若しくは母又は父母にかわって児童を養育している方に支給する手当です。
※所得制限、在宅要件等の支給制限があります。

問合せ先 郡山市障がい福祉課 支援給付係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2381



4 障害児福祉手当

20歳未満で、身体又は精神の重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に支給する手当です。
※所得制限、在宅要件等の支給制限があります。

問合せ先 郡山市障がい福祉課 支援給付係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2381



5 特別児童介護手当

年齢3歳以上20歳未満の障がいをもつ児童を養育している親権者・後見人に一定額を支給する手当です。
※要件等の支給制限があります。

問合せ先 郡山市障がい福祉課 支援給付係（郡山市役所本庁舎1階）



6 こども医療費の助成

18歳に達する年度の末日までの児童を対象に、保険診療の一部負担金と入院時の食事代を助成する制度です。

問合せ先 郡山市子育て給付課 給付係（ニコニコこども館2階）
電話 024-924-2411



7 ひとり親家庭医療費の助成

児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）と、その児童を養育している配偶者のいない父又は母を対象に、保険診療の一部負担金（加入保険から支給される高額療養費等を差し引いた金額）と入院時の食事代について、その一部を助成する制度です。

問合せ先 郡山市子育て給付課 給付係（ニコニコこども館2階）
電話 024-924-2411



1. 経済的支援（②保育料等）

8 幼児教育・保育の無償化

保育所や幼稚園等の3歳以上及び非課税世帯の3歳未満の児童の保育料が無償化されます。（私立幼稚園や認可外保育施設等は、月上限額などの要件があります。）



問合せ先 郡山市保育課 保育料係（郡山市役所西庁舎3階）
電話 024-924-3541

9 保育料軽減

母子・父子家庭（市民税所得割額77,101円未満の世帯）の保育料を軽減します。



問合せ先 郡山市保育課 保育料係（郡山市役所西庁舎3階）
電話 024-924-3541

10 保育料無料化・軽減等事業

第一子（市民税所得割額133,000円未満世帯）が保育所等を利用した際の保育料を軽減します。



問合せ先 郡山市保育課 保育料係（郡山市役所西庁舎3階）
電話 024-924-3541

11 副食費の免除・補足給付

認可保育施設（認可保育所、認定こども園等）と幼稚園の一定の所得階層等に該当する児童の副食費（おかず・おやつ代）が免除又は補足給付されます。



問合せ先 郡山市保育課 保育料係（郡山市役所西庁舎3階）
電話 024-924-3541

12 多子世帯保育料軽減補助金

18歳未満の兄弟がいる3歳未満の児童が認可外保育施設に入所している場合、保育料の一部を補助します。



問合せ先 郡山市保育課 保育事業支援係（郡山市役所西庁舎3階）
電話 024-924-3541

13 児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業

第一子が児童発達支援を利用した際の利用者負担額を軽減します。



問合せ先 郡山市障がい福祉課 障がい福祉係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2381

14 放課後児童クラブ使用料の軽減・免除

きょうだいで同時入所する場合や児童扶養手当を受けている世帯等の公立の放課後児童クラブの使用料を、軽減又は免除します。



問合せ先 株式会社明日葉 郡山事務所（郡山市若葉町15-5 若葉ビル5-1）
電話 024-983-1618 ※指定管理者
〔 郡山市こども総務企画課 放課後児童サポート係（郡山市役所西庁舎3階）
電話 024-924-3801 〕

1. 経済的支援（③教育費等）

15 就学援助制度

経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等の就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

問合せ先 郡山市教育委員会学校教育推進課（郡山市役所本庁舎5階）
電話 024-924-2431



16 特別支援教育就学奨励費

障がいのある児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

※特別支援学級等に在籍し、就学援助制度が対象となる場合は、就学援助制度が優先となります。

問合せ先

- ・特別支援学校在籍の場合
通学先の学校
- ・特別支援学級等在籍の場合
郡山市教育委員会学校教育推進課（郡山市役所本庁舎5階）
電話 024-924-2431

17 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子・父子・寡婦世帯を対象とした子どもの修学に要する費用等、各種資金（※12種類）に関する貸付制度です。

問合せ先 郡山市こども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコこども館3階）
電話 024-924-3341



18 生活福祉資金

低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的に、その世帯に生活費、医療費、教育資金などを低利で貸し付けする制度です。

問合せ先 郡山市社会福祉協議会（郡山市朝日1-29-9 郡山市総合福祉センター1階）
電話 024-932-5311



19 日本政策金融公庫による教育一般貸付

「家庭の経済的負担の軽減」、「教育の機会均等」という目的のために創設された中学校卒業以上の方を対象とした融資制度です。家庭状況に応じた優遇制度があります。

問合せ先 日本政策金融公庫の各支店



20 福島県奨学資金

能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる高校生・大学生等に奨学資金が貸与されます。東日本大震災で被災した高校生等を対象としたものもあります。奨学生は、応募者の中から書類選考の上決定されます。

問合せ先 在学する学校等



1. 経済的支援（④奨学金等）

21 郡山市（篤志）奨学資金給与事業

経済的理由により修学困難と認められる高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程に限る）へ通学する生徒に対し、奨学金を給与します。募集は中学3年生を対象に、書類選考、面接等のうえ採用を決定します。

問合せ先 郡山市教育委員会学校教育推進課（郡山市役所本庁舎5階）
電話 024-924-2431



22 高等学校等就学支援金

国公立問わず、高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において高等学校等就学支援金を支給します。

問合せ先 在学する学校等



23 高校生等奨学給付金

授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯（※市町村民税所得割が非課税）や生活保護受給世帯の方に対し、給付金が給付される制度です。

問合せ先 在学する学校等



24 夢を応援基金「ひとり親家庭支援奨学金制度」

（一財）全国母子寡婦福祉団体協議会とローソングループが協力して、ひとり親家庭世帯で就学が困難な生徒に月額3万円を給付する制度です。

※返済不要・他の制度と併用可能

問合せ先 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会



25 高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯等を対象に、以下の①、②の支援を併せて行います。対象学校は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校です。

①授業料等減免制度（各大学等が上限額の範囲で授業料等減免を実施）

②給付型奨学金（日本学生支援機構が各学生に生活費として支給）

問合せ先 在学する学校等の奨学金担当窓口



26 交通遺児激励金

交通遺児（小学校、中学校若しくは義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する方で、父母又はそのいずれかが交通事故により死亡した方）1人につき年額100,000円の激励金を支給する制度です。

問合せ先 郡山市セーフコミュニティ課（郡山市役所西庁舎3階）



27 遺族年金

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなられた方の年金の納付状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。

問合せ先 【遺族基礎年金】郡山市国民健康保険課 国民年金係（郡山市役所西庁舎1階）
電話 024-924-2141
【遺族厚生年金】郡山年金事務所（郡山市桑野一丁目3番7号）
電話 024-932-3434



郡山市



郡山年金事務所

1. 経済的支援（⑤その他）

28 民間賃貸住宅の家賃等補助

セーフティネット専用住宅に登録された民間賃貸住宅に入居するひとり親世帯に対して、家賃（上限4万円）と家賃債務保証会社との初回契約料（上限6万円）の補助を行っています。所得（児童扶養手当全部支給）等の要件がありますが、登録済のセーフティネット専用住宅に新たに入居する方法が現在お住まいの賃貸住宅を新たに登録する方法でご利用いただけます。登録済のセーフティネット専用住宅は検索サイト「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索できません。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



郡山市



検索サイト

29 公営住宅（市営住宅・県営住宅）の優先入居

母子・父子家庭（20歳未満の子と母又は父で構成される世帯）を対象とした、公営住宅の優先入居制度があります。

また、市営住宅では、子育て世帯（18歳未満の子と同居し、かつ、その子を扶養している世帯）を対象とした優先入居制度があり、母子・父子家庭も対象です。

なお、入居には、収入が基準以下であること、住宅に困窮していること、税金の滞納がないことなどの要件を満たす必要があり、申込者が多数の場合は、抽選となります。

問合せ先 【市営住宅】郡山市営住宅管理センター（郡山市役所本庁舎3階）
電話 024-924-7100

【県営住宅】県中地区県営住宅管理室（郡山市麓山一丁目1番1号）
電話 024-935-1518



市営住宅



県営住宅

30 養育費取り決めのための公正証書等作成費用の助成

養育費の取り決めを行った公正証書作成及び調停申立て・裁判に要する費用の一部を助成します（上限5万円）。申請期限は各書類の交付日から1年以内です。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



31 養育費保証契約の費用の助成

公正証書等の債務名義を作成しているひとり親が保証会社と養育費保証に関する契約を締結した場合の、初回契約費用を助成します（上限5万円）。申請期限は養育費保証契約の契約日から1年以内です。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



32 J R通勤（鉄道）定期の割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、通勤定期乗車券の割引購入制度（割引率3割）が利用できます。

問合せ先 郡山市子育て給付課 給付係（ニコニコ子ども館2階）

33 難聴児補聴器購入費等の助成

18歳未満の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成します。

※購入前の申請に限ります。

問合せ先 郡山市障がい福祉課 障がい福祉係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2381



2. 就労支援

34 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、看護師、介護福祉士、保育士等の対象資格取得のため養成機関で修業する場合に、生活の安定を図るための費用を支給する制度です。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



35 高等職業訓練促進資金貸付事業

「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、かつ、県内で、取得した資格が必要な業務に5年間継続して勤務した場合は、返還が免除されます。

問合せ先 福島県社会福祉協議会（ひとり親貸付担当）（福島市渡利字七社宮111番地）
電話 024-573-8200



36 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、適職に就くために必要な技能や資格を取得するための教育訓練講座の受講にあたり、本人が支払った費用の6割相当額（※上限あり）を支給する制度です。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



37 ひとり親家庭学び直し支援給付金（旧：高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金）

ひとり親家庭の親及び子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する制度です。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



38 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭のお母さんお父さん方の就職・再就職に伴う悩みや困りごと等の相談・アドバイスをします。また、ハローワークや福島県母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就労支援をいたします。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



39 福祉事務所との連携による就労支援

福祉事務所とハローワークの職員が連携し、生活困窮者等に対する職業相談や職業紹介等の就労支援を一体的に行います。

問合せ先 郡山市役所ハローワークコーナー（市役所本庁舎1階）
電話 024-921-8611



40 子育て中の方に対する職業相談・職業紹介

主に子育てをしながら就労を希望する方向けのハローワークです。

問合せ先 ハローワーク郡山マザーズコーナー
（郡山市桑野一丁目2-3 ニコニコ子ども館3階）
電話 024-927-4626



3. 生活全般支援

41 生活保護制度

生活に困窮した世帯に対し、世帯の状況に応じて、国が決めた最低生活費と世帯全体の収入を比較し、足りない部分を生活保護費として支給する制度です。

問合せ先 郡山市生活支援課 保護係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2611



42 生活困窮者自立支援相談窓口

暮らしや仕事でお困りの方の自立に向けた支援を行います。（※相談支援、住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援等）

問合せ先 郡山市社会福祉協議会（郡山市朝日1-29-9 郡山市総合福祉センター1階）
電話 024-932-5311



43 子どもの学習・生活支援事業「がくと塾」

児童扶養手当又は就学援助受給世帯等の小学6年生から高校生までを対象に、対面又はオンラインによる塾形式での対面指導や通信添削による指導で学習支援等を行います。

問合せ先 郡山市保健福祉総務課 福祉協奏係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-3822



44 ひとり親家庭等への家庭教師派遣

児童扶養手当受給世帯の中学生等を対象に、ひとり親家庭等に学習支援員（家庭教師）を派遣し、基本的な生活習慣の習得支援や、学習習慣の定着の支援を行います。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



45 郡山市福祉まるごと支援事業「福祉まるごと相談窓口」

相談員が様々な相談機関につなぎ、寄り添いながら福祉に関する課題の解決を支援するため、市内3か所に相談窓口を開設しています。

問合せ先 ●北東エリア（郡山市昭和二丁目17-2 芳賀・小原田高齢者あんしんセンター内併
電話 024-954-3211
●南西エリア（郡山市安積町笹川字経坦45 地域総合サポートセンターコムニタ
電話 024-945-2778 （あさかホスピタル内）
●中央・熱海・湖南エリア（郡山市朝日一丁目23-7 郡山市保健福祉総務課内）
電話 024-924-3822



46 母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の方や寡婦の方の生活全般の相談を受けています。また、親子バスツアー等を行います。

問合せ先 郡山市母子・父子福祉センター（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



47 ボランティアセンター

地域の皆さんが「いつでも・だれとでも・どこでも」気軽にボランティア活動に参加できるまちづくりを目指して、様々な相談に応じています。

問合せ先 郡山市社会福祉協議会（郡山市朝日1-29-9 郡山市総合福祉センター1階）
電話 024-924-2968



4. 生活支援

48 認可保育施設

日中、保護者が就労等により子どもを保育できないときに利用できます。対象者は就学前の乳幼児です。なお、母子・父子家庭については、優先利用に配慮した利用調整を行っています。

問合せ先 【認可保育施設について】
郡山市保育課 保育認定係（郡山市役所西庁舎3階）
電話 024-924-3541
【認可外保育施設、私立幼稚園について】
直接各認可外保育施設、私立幼稚園へ



49 放課後児童クラブ

放課後、保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象に、放課後の生活の場を確保し運動や遊びを通して生活習慣等を学びます。なお、母子・父子家庭については、優先利用に配慮した入所決定を行っております。

問合せ先 株式会社明日葉 郡山事務所（郡山市若葉町15-5 若葉ビル5-1）
電話 024-983-1618 ※指定管理者
〔 郡山市こども総務企画課 放課後児童サポート係（郡山市役所西庁舎3階） 〕
電話 024-924-3801



50 児童発達支援 ※未就学児のみ

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

問合せ先 郡山市障がい福祉課 障がい福祉係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2381



51 児童発達支援（旧医療型児童発達支援） ※肢体不自由を持つ未就学児のみ

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の児童発達支援及び治療を提供します。
※利用にあたっては福島県総合療育センターの意見書が必要です。

問合せ先 郡山市障がい福祉課 障がい福祉係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2381



52 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等で外出が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

問合せ先 郡山市障がい福祉課 障がい福祉係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2381



53 放課後等デイサービス ※就学児のみ

放課後又は休業日において、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

問合せ先 郡山市障がい福祉課 障がい福祉係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2381



54 保育所等訪問支援

訪問支援員が、児童が集団生活をする施設等（学校を含む）を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
※児童本人に対する支援・訪問先施設スタッフ等に対する支援

問合せ先 郡山市障がい福祉課 障がい福祉係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2381



4. 生活支援

55 一時預かり事業

保護者の就労・傷病・入院などにより、家庭での保育が困難となる場合に、一時的・断続的に就学前のお子さんをお預かりします。

問合せ先 預けたい施設へ直接



56 病児・病後児保育事業

病気の治療中または病気の回復期にあるお子さんを、保護者の就労などにより、家庭での保育が困難となる場合に、専用施設において保育士と看護師が医師と連携を図りながら一時的にお預かりします。

問合せ先 預けたい施設へ直接



57 産後ケア事業

産後1年以内のお母さんと赤ちゃんのために、市内の指定医療機関等において宿泊（ショートステイ）、日帰り（デイケア）および訪問（アウトリーチ）で助産師による授乳指導や育児相談などを行います。

問合せ先 郡山市こども家庭課 母子支援係（ニコニコこども館3階）
電話 024-924-3691



58 産前・産後ヘルパー派遣事業

妊婦さんや出産後のお母さん等の家事や育児をお手伝いするために、ヘルパーを派遣します。

問合せ先 郡山市こども家庭課 こども家庭相談支援係（ニコニコこども館3階）
電話 024-924-3341



59 子育て短期支援事業

保護者が疾病や仕事などの理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等でお子さんの養育を行います。

問合せ先 郡山市こども家庭課 こども家庭相談支援係（ニコニコこども館3階）
電話 024-924-3341



60 ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをして欲しい人（おねがい会員）と子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）が、地域の中でお互いに助け合っていく会員組織です。サポート内容は、子どもの一時預かり、保育所・幼稚園・児童クラブ・子どもの習い事等への送迎などです。会員登録と研修があります。

問合せ先 郡山市ファミリー・サポート・センター（ニコニコこども館1階）
電話 024-924-1904



61 子育てサロン

地域を拠点に、子育ての当事者（子育て家庭の親子）など地域住民が、多様な活動を通じて、子育てを楽しみ仲間づくりを行う支え合いの活動をしています。

問合せ先 郡山市社会福祉協議会（郡山市朝日1-29-9 郡山市総合福祉センター1階）
電話 024-932-5311



4. 生活支援

62 住民参加型在宅福祉サービス事業「たすけあい活動」

日常生活のちょっとした困りごとを抱えている高齢者や障がい者、妊産婦等がゴミ出しや買い物、お掃除などの生活支援サービスを有料（10分100円・チケット事前購入制）で受けられるご近所の助け合い活動を行います。

問合せ先 郡山市社会福祉協議会（郡山市朝日1-29-9 郡山市総合福祉センター1階）
電話 024-932-5311



63 こおりやまフードバンク事業

緊急的に食料品の提供が必要な世帯に対し、当面の食料品等を無償で提供しています。

※各相談支援機関と連携しての提供となります。

問合せ先 郡山市社会福祉協議会（郡山市朝日1-29-9 郡山市総合福祉センター1階）
電話 024-932-5311



64 こども食堂

こども食堂は、こども及びその保護者を含む大人を対象とし、無料又は低額で食事等の提供を行うことに加え、遊び、体験活動、学習支援、相談支援、利用者同士の交流等を目的とした居場所の提供を行う団体です。

問合せ先 郡山市こども総務企画課 放課後児童サポート係（郡山市役所西庁舎3階）
電話 024-924-3801
※各こども食堂の問合せ先は、郡山市ウェブサイトをご覧ください。



5. 法的支援

65 養育費等に関する弁護士法律相談事業

弁護士が、ひとり親家庭の養育費の確保のため、離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行等について相談に応じます。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



66 無料法律相談

弁護士が、相続、離婚、借地・借家、金銭貸借、職場問題等についての相談に応じます。

問合せ先 郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター（郡山市役所本庁舎2階）
電話 024-924-2155



67 登記相談

司法書士が、相続、不動産登記、抵当権設定、成年後見等についての相談に応じます。

問合せ先 郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター（郡山市役所本庁舎2階）
電話 024-924-2155



68 土地家屋調査士相談

土地家屋調査士が、土地の境界・分筆登記・地目変更登記、建物の新築・増築・取壊登記等についての相談に応じます。

問合せ先 郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター（郡山市役所本庁舎2階）
電話 024-924-2155



69 借金問題法律相談

弁護士・司法書士が借金問題について相談に応じます。

問合せ先 郡山市セーフコミュニティ課 消費生活センター（郡山市役所西庁舎3階）
電話 024-921-0333



70 法律相談

福島県弁護士会の弁護士による有料法律相談です。
※相談料は30分5,500円です。

問合せ先 福島県弁護士会（福島市山下町4-24）
電話 024-534-2334



71 法的トラブル解決の案内所

収入と保有資産が一定額以下である場合、無料法律相談ができます。また、弁護士費用や司法書士費用等を立て替える制度があります。

問合せ先 法テラスサポートダイヤル
電話 0570-078374



6. 女性支援

72 女性相談

女性相談支援員が夫等からの暴力、離婚問題、生活相談、家庭問題等の様々な相談に応じます。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



73 女性による女性のためのカウンセリング

女性の臨床心理士が寄り添い、こころの回復について援助します。

問合せ先 福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）
電話 0243-23-8320（相談専用電話）



7. こども支援

74 こどもに関する総合相談

子育てや家庭の問題、こどもの養育、ヤングケアラー等に関する相談に応じます。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 子ども家庭相談支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



75 郡山市LINE子ども・子育て相談

保護者の方やお子さん自身の「困ったこと」、「子育ての悩み」、「不安なこと」、「ヤングケアラー」等の相談を気軽にさせていただくため、LINEで相談に応じます。

問合せ先 郡山市子ども家庭課 子ども家庭相談支援係（ニコニコ子ども館3階）
電話 024-924-3341



76 児童虐待・里親制度

主に児童虐待や里親制度等に関する相談に応じます。

問合せ先 福島県県中児童相談所（郡山市富田町字町田3）
電話 024-935-0611



77 医療的ケア児等に関する総合相談

在宅で生活されている医療的ケアが必要なお子さまの子育てや保育、就学、医療、福祉サービス等に関する相談に応じます。

問合せ先 郡山市障がい福祉課 障がい福祉係（郡山市役所本庁舎1階）
電話 024-924-2381



ひとり親家庭への各種支援一覧
～すべてのひとり親家庭の皆様へ～
令和8年4月
郡山市こども部こども家庭課
〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号
電話 024-924-3341 FAX 024-933-6665